

告示

埼玉県告示第千二百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、栗崎向田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	立石 勝義	埼玉県本庄市栗崎七十二番地一
同	小暮 博光	同 同 六十三番地
同	倉本 優	同 同 八十九番地二
同	立石 茂則	同 同 七十四番地一
同	佐久間 和惠	同 同 四十六番地二
同	山本 雅明	同 同 四十七番地一
同	須藤 明彦	同 同 六十番地
同	倉本 重八	同 同 千二百九十二番地
同	深田 栄一	同 同 五十四番地
二 退任		
同	高田 裕之	同 同 北堀千七百三十二番地
同	深田 栄一	同 同 同 五十四番地
同	倉本 重八	同 同 栗崎千二百九十二番地
同	高橋 雄介	同 同 今井四百十番地
同	須藤 明彦	同 同 同 六十番地
同	山本 雅明	同 同 同 四十七番地一
同	佐久間 和惠	同 同 同 四十六番地二
同	立石 茂則	同 同 同 七十四番地一
同	佐久間 和惠	同 同 同 四十六番地二
同	山本 雅明	同 同 同 四十七番地一
同	須藤 明彦	同 同 同 六十番地
同	倉本 重八	同 同 同 千二百九十二番地
同	深田 栄一	同 同 同 五十四番地
二 退任		
同	高田 裕之	同 同 北堀千七百三十二番地
同	深田 栄一	同 同 同 五十四番地
同	倉本 重八	同 同 栗崎千二百九十二番地
同	高橋 雄介	同 同 今井四百十番地
同	須藤 明彦	同 同 同 六十番地
同	山本 雅明	同 同 同 四十七番地一
同	佐久間 和惠	同 同 同 四十六番地二
同	立石 茂則	同 同 同 七十四番地一
同	佐久間 和惠	同 同 同 四十六番地二
同	山本 雅明	同 同 同 四十七番地一
同	須藤 明彦	同 同 同 六十番地
同	倉本 重八	同 同 同 千二百九十二番地
同	深田 栄一	同 同 同 五十四番地